

厚生委員会議案説明資料

令和3年3月12日

件名	頁
1 第22号議案	(仮称)足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の 実施に関する基本協定 2
2 第23号議案	債権の放棄について 9
3 第24号議案	債権の放棄について 10
4 第25号議案	債権の放棄について 11
5 第26号議案	債権の放棄について 12
6 第41号議案	足立区介護保険条例の一部を改正する条例 13

(福祉部)

第 2 2 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	(仮称) 足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の実施に関する基本協定						
所管部課名	福祉部高齢者施策推進室高齢福祉課						
内 容	<p>1 協定の理由 以下の足立区介護保険事業者支援施設は、開設から 29 年を経過し大規模改修が必要であるため、現施設使用者である社会福祉法人東京蒼生会と大規模改修工事に関する協定を締結する。(協定書(案)は別紙 1 参照)</p> <p>2 対象施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名 称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">所 在</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホームさの</td> <td>東京都足立区佐野二丁目 30 番 12 号</td> </tr> <tr> <td>高齢者在宅サービスセンターさの</td> <td style="text-align: center;">同</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 改修工事の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要電源設備の屋上への移設工事 ・ 特養居室改修工事 ・ 消防設備等の更新工事 <p>4 協定内容</p> <p>(1) 協定の名称 (仮称) 足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の実施に関する基本協定</p> <p>(2) 協定金額 1,140,000,000 円 (小破修繕費 20,000,000 円を含む。) 【内訳】 令和 3 年度当初予算 366,240,000 円 令和 4 年度～6 年度債務負担行為支出予定額 773,760,000 円</p> <p>(3) 協定の相手方 東京都東村山市富士見町二丁目 1 番地 3 社会福祉法人東京蒼生会 理事長 松田 雄二</p> <p>(4) 工期 協定締結の日から令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>(5) 協定締結予定日 令和 3 年 4 月 1 日</p>	名 称	所 在	特別養護老人ホームさの	東京都足立区佐野二丁目 30 番 12 号	高齢者在宅サービスセンターさの	同
名 称	所 在						
特別養護老人ホームさの	東京都足立区佐野二丁目 30 番 12 号						
高齢者在宅サービスセンターさの	同						
今後の方針	虚弱で高齢な入居者が生活している状態での居ながら改修工事となるため法人主導の工事とし、安全と健康に最大限配慮する。						

(仮称) 足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事の実施に関する基本協定 (案)

足立区（以下「甲」という。）と社会福祉法人東京蒼生会（以下「乙」という。）は、平成31年4月1日に締結した協定により策定した改修基本計画に基づく足立区介護保険事業者支援施設「特別養護老人ホームさの及び高齢者在宅サービスセンターさの」（以下「施設」という。）の大規模改修工事（以下「大規模改修工事」という。）の実施に関し、甲と乙との間で次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模改修工事における甲及び乙の役割並びに費用負担その他についての基本的事項を定めることを目的とする。

(協定期間)

第2条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、その期間内に大規模改修工事が完了しない場合は、甲と乙で協議の上、その取扱いを定める。

(対象施設)

第3条 本協定において大規模改修工事の対象とする施設の名称及び所在は、次のとおりとする。

名 称	所 在
特別養護老人ホームさの	東京都足立区佐野二丁目30番12号
高齢者在宅サービスセンターさの	同

(大規模改修工事の目的及び内容)

第4条 大規模改修工事は、入居者及び利用者の居る施設の運営を継続しながら実施する方法（以下「居ながら改修」という。）によることとし、経年劣化により低下した建築設備等の機能回復及び法改正により既存不適格となった部分の適法化並びに省エネルギー化等を図るとともに、施設の入居者及び利用者（以下「入居者等」）に対するサービスの質の向上と施設運営の効率化に資するものとする。

2 大規模改修工事の内容は、令和2年5月8日付「足立区介護保険事業者支援施設の大規模改修工事实施設設計業務に係る協定書」により乙が甲との協議を経て作成した設計図書等に基づくものとする。

(大規模改修工事の実施期間)

第5条 大規模改修工事の実施期間（以下「本件期間」という。）は、令和3年度から令和6年度までとする。

(業務の内容)

第6条 大規模改修工事を円滑に実施するため、令和元年度に策定した改修基本計画及び令和2年度の実設計並びに足立区公共施設等整備基準に則り、乙は、次に掲げる業務（以下「本件業務」という。）を実施する。

- (1) 工事施工者の選定（競争入札の実施等）
- (2) 工事施工者への工事発注（契約の締結）
- (3) 工事の円滑な実施のために必要な施設の入居者等との協議及び調整
- (4) 工事監理者の選定・契約（工事監理者への委託）
- (5) 工事施工者及び工事監理者への支払い（前払い・中間払い・精算・完了後払いを含む。）
- (6) 工事完了部分への施主検査の実施

2 本件業務の内容には、法人資産となる動産（器具・備品等）の取得・修繕に係るもの及び足立区介護保険事業者支援施設条例第13条に係る「建物設備に損害を与えた場合」の修繕工事に係るものは含まれない。

(工事施工者の選定等)

第7条 大規模改修工事の工事施工者は、過去の工事履行実績その他を勘案し、本協定に基づく大規模改修工事を履行できる能力を有する業者のうち、乙が競争入札により選定する。

2 乙は、前項の競争入札の入札の前に、設計図面及び特記仕様書並びに入札参加資格及び予定価格の設定等について、予め甲の書面による同意を得ておかななければならない。

3 乙は、第1項の競争入札の参加資格については、足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱（26足総契発第2106号 平成27年3月27日 区長決定）及び足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱（22足総契発第1170号 平成23年1月26日 区長決定）に準じて入札参加除外の措置等を講じなければならない。

4 本件期間中において、大規模改修工事に関連して、次に掲げる工事（以下「小破修繕工事」という。）を実施する必要がある場合は、乙において小破修繕工事の工事施工者を選定し、随意契約により当該工事を発注する。

- (1) 建物付属設備の故障や建物の破損により修繕や設備更新が必要となった場合の修繕工事等
- (2) 甲が行った建築基準法第12条に基づく定期点検又は消防法に基づく消防用設備等点検等における指摘事項を改善するため必要な修繕工事等

5 本件期間中において、大規模改修工事に関連して、追加又は変更の工事（以下「追加変更工事」という。）を実施する必要がある場合は、乙において追加変更工事の工事施工者を選定し、随意契約により当該工事を発注する。

6 乙は、第1項、第4項及び第5項の工事施工者に対し、各項に定める工事を発注するにあたっては、予め甲の書面による同意を得ておかななければならない

7 乙は、大規模改修工事が居ながら改修であることを踏まえ、大規模改修工事、小破修繕

工事及び追加変更工事（以下「大規模改修工事等」という。）が本件期間中に完了するために必要な入居者等との協議及び調整（入居者等による施設の利用方法、入居者等に対するサービスの提供内容及び提供方法の全部又は一部の変更を含むが、これらに限られない。）を行わなければならない。

（工事監理者の選定及び契約）

第8条 大規模改修工事の監理は、乙が選定した工事監理者に対し、随意契約により委託して実施する。

- 2 乙は、前項の工事監理者に対し、大規模改修工事の監理を委託するにあたっては、予め甲の書面による同意を得ておかななければならない。
- 3 乙は、第1項の工事監理者とともに、本件期間中の各年度の工事について、工事請負契約の内容に従って工事が実施されたかどうかの確認を行ない、甲の求めに応じて報告しなければならない。
- 4 各年度の工事完了部分（第9条の規定により甲が負担する部分に限る。）については、各年度内に甲の検査を受けた上で、甲へ引き渡すものとする。

（費用負担）

第9条 甲は、次に掲げるものを除き、本件業務の実施に要する費用を負担するものとする。

- （1）乙の所有物となる動産（器具・備品等）の取得費用
- （2）乙の責に帰すべき事由により復旧が必要となった建物設備の修繕工事費
- （3）乙の人件費及び事務費

（甲が負担する費用の総額）

第10条 前条に基づき甲が負担する費用（以下「甲負担金」という。）の総額は、11億4千万円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。以下「負担限度額」という。）を限度とする。

（甲負担金の支払い）

第11条 各年度における甲負担金の額及び支払方法については、別に定めるところによる。

（契約変更）

第12条 乙は、甲負担金の総額が負担限度額を超えないように、第6条に定める業務を実施しなければならない。

- 2 甲負担金の総額が、負担限度額を超えるおそれがある場合は、乙は直ちに甲にその旨報告しなければならない。

（連絡調整等）

第13条 甲及び乙は、第7条第7項に定める協議及び調整のほか、本件業務の実施に必要な

な関係者との連絡及び調整を随時行うものとする。

- 2 甲は、本件業務の実施状況について、定期に又は臨時に報告を求め、実地に調査し、必要に応じて乙に対する指示をすることができる。
- 3 乙は、本件業務の実施に関して、事故・事件が発生したときは、直ちに甲に報告し、指示を求めなければならない。

(契約不適合責任)

第14条 乙は、工事の目的物の種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を発見した場合は、直ちに甲に報告すると共に、甲の指示に従い、工事施工者に対して、目的物の修補その他の方法による履行の追完の請求、代金減額の請求、及びその他契約不適合に係る責任の追及に必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償責任)

第15条 乙は、乙が本契約に違反し又は本件業務の履行に伴い甲又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責任を負う。

(天災その他不可抗力による損害)

第16条 大規模改修工事等の実施に伴い、天災その他不可抗力により工事の目的物に損害が生じたときは、乙は当該損害の発生後、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

- 2 前項の場合の修繕工事の実施方法、期間、内容及び費用負担等については、甲と乙との協議により定めるものとする。

(催告による解除)

第17条 甲及び乙は、相手方が本協定に定める義務を履行しない場合において、相手方に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本協定を解除することができる。

(催告によらない解除)

第18条 次に掲げる場合には、甲は前条の催告をすることなく、直ちに本協定の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本件業務を履行することが不能となったとき。
- (2) 乙が、本件業務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙が本件業務の履行をせず、甲が前条の催告をしても協定の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (4) 足立区介護保険事業者支援施設条例により、乙による施設の使用承認が取り消されるなど、乙による施設の使用が不可能となったとき。

(解除の効果)

第19条 本協定の解除があった場合には、その解除は、将来に向かってのみ、その効力を生ずる。

2 本協定が解除された場合、甲及び乙は当該解除時点における甲負担金の額を確定するものとする。甲が甲負担金を過剰に支払っていたときは、乙は甲に対し、その差額を返還しなければならない。

3 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

(準拠及び裁判管轄)

第20条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

(協定の改定)

第21条 本協定に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙協議のうえ一部を改訂することができるものとする。

(補足)

第22条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲) 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区

代表者 区長 近藤 弥生

(乙) 東京都東村山市富士見町二丁目1番地3
社会福祉法人 東京蒼生会

理事長 松田 雄二

第 2 3 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	債権の放棄について
所管部課名	福祉部福祉管理課
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <p style="padding-left: 2em;">種類 足立区生業資金貸付金</p> <p style="padding-left: 2em;">借受理由 革靴製造業 工業用ミシン等購入資金</p> <p style="padding-left: 2em;">貸付金額 1, 4 0 0, 0 0 0 円</p> <p style="padding-left: 2em;">貸付決定日 平成 1 5 年 9 月 2 4 日</p> <p style="padding-left: 2em;">最終返済日 平成 1 8 年 8 月 4 日</p> <p>(2) 債務者</p> <p style="padding-left: 2em;">借受人 足立区神明在住者（平成 1 8 年 9 月 6 日破産免責）</p> <p style="padding-left: 2em;">連帯保証人 江戸川区松島在住者（令和 2 年 2 月 5 日破産免責）</p> <p>(3) 放棄する債権の額（元利金及び延滞金）</p> <p style="padding-left: 2em;">1, 0 1 3, 4 6 5 円</p> <p>2 債権放棄の理由</p> <p style="padding-left: 2em;">債務者である借受人、連帯保証人のいずれもが自己破産により本債権について免責を受けており、回収できる見込みがないため。</p> <p style="padding-left: 2em;">本件は、借受人の破産後、連帯保証人に対し請求を行ったが返済されず、平成 3 0 年 2 月 5 日に簡易裁判所に訴え提起し、平成 3 1 年 1 月 8 日に許容判決を取得した。その後連帯保証人からの返済はなかったが、自己破産により免責が決定したものである。</p> <p style="padding-left: 2em;">このため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p>
今後の方針	<p>区からの催告に応じない滞納者に対しては弁護士による催告を実施し、なお解決が見込めない高額滞納者については、法的措置を実施する。精査の結果、徴収が不可能となっている債権については徴収停止・債権放棄等、処理方針を明確にし、実行していく。</p>

第 2 4 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	債権の放棄について
所管部課名	福祉部福祉管理課
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <p style="padding-left: 2em;">種類 足立区生業資金貸付金</p> <p style="padding-left: 2em;">借受理由 個人タクシー業 車両購入資金</p> <p style="padding-left: 2em;">貸付金額 2, 0 0 0, 0 0 0 円</p> <p style="padding-left: 2em;">貸付決定日 平成 1 1 年 1 1 月 1 0 日</p> <p style="padding-left: 2em;">最終返済日 令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>(2) 債務者</p> <p style="padding-left: 2em;">借受人 足立区鹿浜在住者 (令和 2 年 8 月 3 0 日 死亡)</p> <p style="padding-left: 2em;">連帯保証人 葛飾区四つ木在住者</p> <p style="padding-left: 4em;">(平成 2 7 年 5 月 2 0 日 時効の援用)</p> <p>(3) 放棄する債権の額 (元利金及び延滞金)</p> <p style="padding-left: 2em;">1, 8 6 0, 3 0 7 円</p> <p>2 債権放棄の理由</p> <p>債務者である借受人は死亡、その法定相続人は全員が相続放棄している。また連帯保証人は消滅時効の援用をしており、回収できる見込みがないため。</p> <p>本件は、借受人に対し令和元年 8 月 1 4 日に地方裁判所に訴え提起し、同年 1 1 月 1 2 日に許容判決を取得した。その後借受人と分割払合意書を締結し一部納付されたが借受人は死亡し、相続人全員が相続放棄したものである。</p> <p>このため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p>
今後の方針	<p>区からの催告に応じない滞納者に対しては弁護士による催告を実施し、なお解決が見込めない高額滞納者については、法的措置を実施する。精査の結果、徴収が不可能となっている債権については徴収停止・債権放棄等、処理方針を明確にし、実行していく。</p>

第 2 5 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	債権の放棄について
所管部課名	福祉部足立福祉事務所東部福祉課
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <p style="padding-left: 2em;">種類 生活保護法第 6 3 条に基づく返還金</p> <p style="padding-left: 2em;">返還決定額 1, 9 9 8, 0 0 0 円</p> <p style="padding-left: 2em;">返還決定日 平成 3 0 年 3 月 3 0 日</p> <p style="padding-left: 2em;">返還対象期間 平成 2 5 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日</p> <p>(2) 債務者</p> <p style="padding-left: 2em;">足立区大谷田在住者</p> <p style="padding-left: 2em;">破産手続開始日 平成 3 0 年 5 月 2 日</p> <p style="padding-left: 2em;">免責許可決定日 平成 3 0 年 7 月 1 8 日</p> <p>(3) 放棄する債権の額</p> <p style="padding-left: 2em;">1, 9 9 8, 0 0 0 円</p> <p>2 債権放棄の理由</p> <p style="padding-left: 2em;">債務者が自己破産により本債権について免責を受けており、回収できる見込みがないため。</p> <p style="padding-left: 2em;">本件は、平成 3 0 年 3 月 3 0 日に生活保護法第 6 3 条に基づき、債務者に支給した生活保護費の返還を決定したが、同年 5 月 2 日に債務者の破産手続が開始され、同年 7 月 1 8 日に免責を許可されたものである。</p> <p style="padding-left: 2em;">このため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p>
今後の方針	<p>発生後、当初納入期限までに完済しない債権については、督促および定期的な催告を行う。また、生活保護廃止後であっても債務者に経済的余裕がない場合には、納付相談に応じ、時効中断や収納率向上を実現する。なお、高額滞納世帯については、職員が訪問し納付交渉を行っている。今後もこの取り組みを継続していく。</p>

第 2 6 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	債権の放棄について								
所管部課名	福祉部足立福祉事務所西部福祉課								
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>種類</td> <td>生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金</td> </tr> <tr> <td>徴収決定額</td> <td>2, 8 6 5, 9 9 6 円</td> </tr> <tr> <td>徴収決定日</td> <td>平成 2 5 年 2 月 2 8 日</td> </tr> <tr> <td>徴収対象期間</td> <td>平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者</p> <p>足立区江北在住者</p> <p>破産手続開始日 令和 2 年 4 月 3 日</p> <p>免責許可決定日 令和 2 年 9 月 9 日</p> <p>(3) 放棄する債権の額</p> <p>2, 5 9 2, 9 9 6 円</p> <p>2 債権放棄の理由</p> <p>債務者が自己破産により本債権について免責を受けており、回収できる見込みがないため。</p> <p>本件について、徴収決定後約 1 年間は、債務者より定期的な分納があった。その後納付が途絶えるも、毎年 2 回の催告書送付を継続しており、数回の納付を受けることができた。しかしながら、最終的には債務者が自己破産により免責を許可されたものである。</p> <p>このため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として、債権の放棄をするものである。</p>	種類	生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金	徴収決定額	2, 8 6 5, 9 9 6 円	徴収決定日	平成 2 5 年 2 月 2 8 日	徴収対象期間	平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日
種類	生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金								
徴収決定額	2, 8 6 5, 9 9 6 円								
徴収決定日	平成 2 5 年 2 月 2 8 日								
徴収対象期間	平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 1 0 月 3 1 日								
今後の方針	<p>発生後、当初納入期限までに完済しない債権については、督促および定期的な催告を行う。また、生活保護廃止後であっても債務者に経済的余裕がない場合には、納付相談に応じ、時効中断や収納率向上を実現する。なお、高額滞納世帯については、職員が訪問し納付交渉を行っている。今後もこの取り組みを継続していく。</p>								

第 4 1 号議案説明資料

令和 3 年 3 月 1 2 日

件 名	足立区介護保険条例の一部を改正する条例																																																																			
所管部課	福祉部高齢者施策推進室介護保険課																																																																			
内 容	<p>1 主な改正内容 第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度から令和 5 年度）における第 1 号被保険者の段階別保険料の変更により、介護保険条例第 1 2 条（保険料率）等を改正する。</p> <p style="text-align: center;">< 現 行 > < 改 正 案 ></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年間保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第 1 4 段階</td><td>213,240 円</td></tr> <tr><td>第 1 3 段階</td><td>181,680 円</td></tr> <tr><td>第 1 2 段階</td><td>157,920 円</td></tr> <tr><td>第 1 1 段階</td><td>142,200 円</td></tr> <tr><td>第 1 0 段階</td><td>117,720 円</td></tr> <tr><td>第 9 段階</td><td>114,600 円</td></tr> <tr><td>第 8 段階</td><td>110,640 円</td></tr> <tr><td>第 7 段階</td><td>95,640 円</td></tr> <tr><td>第 6 段階</td><td>85,320 円</td></tr> <tr style="border: 2px solid black;"><td>第 5 段階 (基準額)</td><td>78,960 円</td></tr> <tr><td>第 4 段階</td><td>68,760 円</td></tr> <tr><td>第 3 段階</td><td>55,320 円</td></tr> <tr><td>第 2 段階</td><td>39,480 円</td></tr> <tr><td>第 1 段階</td><td>23,760 円</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年間保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>第 1 7 段階</td><td>365,040 円</td></tr> <tr><td>第 1 6 段階</td><td>324,480 円</td></tr> <tr><td>第 1 5 段階</td><td>283,920 円</td></tr> <tr><td>第 1 4 段階</td><td>243,360 円</td></tr> <tr><td>第 1 3 段階</td><td>202,800 円</td></tr> <tr><td>第 1 2 段階</td><td>162,240 円</td></tr> <tr><td>第 1 1 段階</td><td>146,040 円</td></tr> <tr><td>第 1 0 段階</td><td>129,840 円</td></tr> <tr><td>第 9 段階</td><td>117,720 円</td></tr> <tr><td>第 8 段階</td><td>113,640 円</td></tr> <tr><td>第 7 段階</td><td>98,160 円</td></tr> <tr><td>第 6 段階</td><td>87,720 円</td></tr> <tr style="border: 2px solid black;"><td>第 5 段階 (基準額)</td><td>81,120 円</td></tr> <tr><td>第 4 段階</td><td>70,680 円</td></tr> <tr><td>第 3 段階</td><td>56,880 円</td></tr> <tr><td>第 2 段階</td><td>40,560 円</td></tr> <tr><td>第 1 段階</td><td>24,360 円</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>① 第 8 期介護保険事業計画（令和 3 年度から令和 5 年度）における第 1 号被保険者の段階区分の変更（第 1 4 段階から第 1 7 段階へ変更）</p> <p>② 介護保険料基準額（第 5 段階 年間保険料額） 年額 8 1, 1 2 0 円とする。（月額 6, 7 6 0 円）</p> <p>2 新旧対照表 別紙 1のとおり</p> <p>3 施行年月日 令和 3 年 4 月 1 日</p>		段 階	年間保険料	第 1 4 段階	213,240 円	第 1 3 段階	181,680 円	第 1 2 段階	157,920 円	第 1 1 段階	142,200 円	第 1 0 段階	117,720 円	第 9 段階	114,600 円	第 8 段階	110,640 円	第 7 段階	95,640 円	第 6 段階	85,320 円	第 5 段階 (基準額)	78,960 円	第 4 段階	68,760 円	第 3 段階	55,320 円	第 2 段階	39,480 円	第 1 段階	23,760 円	段 階	年間保険料	第 1 7 段階	365,040 円	第 1 6 段階	324,480 円	第 1 5 段階	283,920 円	第 1 4 段階	243,360 円	第 1 3 段階	202,800 円	第 1 2 段階	162,240 円	第 1 1 段階	146,040 円	第 1 0 段階	129,840 円	第 9 段階	117,720 円	第 8 段階	113,640 円	第 7 段階	98,160 円	第 6 段階	87,720 円	第 5 段階 (基準額)	81,120 円	第 4 段階	70,680 円	第 3 段階	56,880 円	第 2 段階	40,560 円	第 1 段階	24,360 円
段 階	年間保険料																																																																			
第 1 4 段階	213,240 円																																																																			
第 1 3 段階	181,680 円																																																																			
第 1 2 段階	157,920 円																																																																			
第 1 1 段階	142,200 円																																																																			
第 1 0 段階	117,720 円																																																																			
第 9 段階	114,600 円																																																																			
第 8 段階	110,640 円																																																																			
第 7 段階	95,640 円																																																																			
第 6 段階	85,320 円																																																																			
第 5 段階 (基準額)	78,960 円																																																																			
第 4 段階	68,760 円																																																																			
第 3 段階	55,320 円																																																																			
第 2 段階	39,480 円																																																																			
第 1 段階	23,760 円																																																																			
段 階	年間保険料																																																																			
第 1 7 段階	365,040 円																																																																			
第 1 6 段階	324,480 円																																																																			
第 1 5 段階	283,920 円																																																																			
第 1 4 段階	243,360 円																																																																			
第 1 3 段階	202,800 円																																																																			
第 1 2 段階	162,240 円																																																																			
第 1 1 段階	146,040 円																																																																			
第 1 0 段階	129,840 円																																																																			
第 9 段階	117,720 円																																																																			
第 8 段階	113,640 円																																																																			
第 7 段階	98,160 円																																																																			
第 6 段階	87,720 円																																																																			
第 5 段階 (基準額)	81,120 円																																																																			
第 4 段階	70,680 円																																																																			
第 3 段階	56,880 円																																																																			
第 2 段階	40,560 円																																																																			
第 1 段階	24,360 円																																																																			
今後の方針	関係する条例施行規則について、必要な規定整備を行う。また、あだち広報特集号を発行し、区民への周知を図っていく。																																																																			

足立区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区介護保険条例 第1条～第11条（略）</p>	<p>○足立区介護保険条例 第1条～第11条（略）</p>
<p>（保険料率）</p>	<p>（保険料率）</p>
<p>第12条 令和2年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p>第12条 令和3年度から令和5年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>
<p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 2万3,760円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 3万9,480円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万5,320円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 6万8,760円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万8,960円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 8万5,320円</p>	<p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 2万4,360円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 4万 560円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 5万6,880円</p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 7万 680円</p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 8万1,120円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 8万7,720円</p>
<p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この条において同じ。）が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>
<p>イ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号</p>	<p>イ 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号</p>

改正前	改正後
<p>イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 9万5,640円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 11万640円</p> <p>ア 合計所得金額が200万円以上300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 11万4,600円</p> <p>ア 合計所得金額が300万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 11万7,720円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のい</p>	<p>イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 9万8,160円</p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、又は第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 11万3,640円</p> <p>ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、又は第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 11万7,720円</p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、又は第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 12万9,840円</p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のい</p>

改正前	改正後
<p>ずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 14万2,200円</p> <p>ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 15万7,920円</p> <p>ア 合計所得金額が800万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 18万1,680円</p> <p>ア 合計所得金額が1,200万円以上1,800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 21万3,240円</p>	<p>ずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、又は第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 14万6,040円</p> <p>ア 合計所得金額が500万円以上700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、又は第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 16万2,240円</p> <p>ア 合計所得金額が700万円以上900万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、又は第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 20万2,800円</p> <p>ア 合計所得金額が900万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 24万3,360円</p>

改正前	改正後
<p>第13条～第14条（略）</p> <p>（普通徴収の特例）</p> <p>第15条 保険料の額の算定の基礎に用いる特別区民税（市町村民税を含む。以下「特別区民税」という。）の課税非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の</p>	<p>ア 合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イ又は第16号イに該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 28万3,920円</p> <p>ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 32万4,480円</p> <p>ア 合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>(17) 前各号のいずれにも該当しない者 36万5,040円</p> <p>第13条～第14条（略）</p> <p>（普通徴収の特例）</p> <p>第15条 保険料の額の算定の基礎に用いる特別区民税（市町村民税を含む。以下「特別区民税」という。）の課税非課税の別又は地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の</p>

改正前	改正後
<p>額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の所得段階に基づき算出された当該年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>第16条から第27条（略）</p>	<p>額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前年度の所得段階に基づき算出された当該年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（区長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において区長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>第16条から第27条（略）</p> <p>付 則（令和3年3月 日条例第 号）</p> <p>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）</p> <p>1 第一号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号ア、第17号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額の合計から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合は零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</p> <p>2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</p> <p>（施行期日）</p> <p>4 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p>

改正前	改正後
	5 改正後の足立区介護保険条例第 12 条の規定は令和 3 年度分の保険料から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。